

## 呉市告示第115号

令和2年10月5日付呉市告示第358号（令和3年度及び令和4年度において呉市が発注する測量及び建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加し、契約の相手方となる者に必要な資格（以下「入札参加等資格」という。）及びその資格審査の申請手続等。以下「当初告示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり告示する。

令和3年4月1日

呉市長 新原 芳明

### 1 資格審査申請の手続

入札参加等資格の追加審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子申請（広島県及び県内市町（広島市を除く。）が共同して運用する電子入札等システムによって、インターネットを利用した申請）又は窓口申請を行うものとする。

市内業者・準市内業者は、電子申請又は窓口申請のどちらか一つの方法に限るものとし、市外業者は、市長が特に認めた場合を除き電子申請によるものとする。

#### (1) 電子申請

##### ア 対象者

市内業者・準市内業者のうち窓口申請を行わない者、市外業者

##### イ 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うとともに、広島県に提出すべき添付書類（令和2年広島県告示第1027号を参照）については、広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号）へ、呉市に提出する資格審査申請書類等（当初告示別表第2を参照）については、呉市財務部契約課（呉市中央4丁目1番6号）（以下「呉市契約課」という。）へ持参又は郵送により到達させなければならない（期日までに記録又は書面が到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

##### ウ 追加申請期間

追加申請期間		電子申請において呉市契約課へ別途提出すべき添付書類等の到達期限
第1回	令和3年 5月10日から 令和3年 5月14日まで	令和3年 5月21日
第2回	令和3年 7月 5日から 令和3年 7月 9日まで	令和3年 7月16日

第3回	令和3年10月 4日から 令和3年10月 8日まで	令和3年10月15日
第4回	令和4年 2月14日から 令和4年 2月18日まで	令和4年 2月25日
第5回	令和4年 5月 9日から 令和4年 5月13日まで	令和4年 5月20日
第6回	令和4年 9月 5日から 令和4年 9月 9日まで	令和4年 9月16日

## (2) 窓口申請

### ア 対象者

市内業者・準市内業者のうち電子申請を行わない者

### イ 申請方法

呉市に提出する資格審査申請書類等（当初告示別表第2を参照。）を、呉市契約課へ持参又は郵送により申請を行うものとする（期日までに書面が到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

### ウ 追加申請期間

追 加 申 請 期 間	
第1回	令和3年 5月10日から 令和3年 5月21日まで
第2回	令和3年 7月 5日から 令和3年 7月16日まで
第3回	令和3年10月 4日から 令和3年10月15日まで
第4回	令和4年 2月14日から 令和4年 2月25日まで
第5回	令和4年 5月 9日から 令和4年 5月20日まで
第6回	令和4年 9月 5日から 令和4年 9月16日まで

※ 上記の申請期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、呉市契約課で受け付ける。

## 2 新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例

別表第2・12（当初告示参照）において、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要とするが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等）を提出すること。

## 3 申請を行うことができない者

当初告示3各号に掲げるほか、追加申請においては、令和3年度及び4年度に入札参加等資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者

## 4 入札参加等資格の認定、通知及び適用開始

入札参加等資格の認定日は、各申請月の翌々月1日を予定し、認定をしたときは、令和3・4年度の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加等有資格者名簿に登載し、申請者に通知する。

なお、認定をしなかったときもその旨を申請者に通知する。

入札参加等資格を認定された者においては、入札公告、指名通知又は見積等が資格認定日以降のものから適用開始とする。

## 5 認定後の変更届について

認定後において、申請書等の記載事項（商号又は名称、代表者、所在地等）に変更を生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。

ただし、呉市内へ本店又は営業所等を開設する場合や、今回の申請で登録を希望しなかった業務分野・部門について認定後に追加で登録の希望をする場合は、前に掲げる申請期間にのみ受け付けるものとする。